

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例

平成19年3月28日  
条例第25号

(定例会の回数)

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。